

**地震に強い**  
**安全・安心な**  
**糸島のまちづくり**

**糸島市建築物耐震改修促進計画**

平成 30 年 3 月



糸島市  
Itoshima City



## 【目次】

### 第1章 耐震改修促進計画の趣旨

I. 計画策定の目的.....	2
II. 耐震化を取り巻く社会動向.....	2
III. 計画の位置づけ.....	5

### 第2章 耐震化の課題

I. 想定される地震規模と被害の想定.....	8
II. 耐震化の現状.....	13
III. 耐震改修促進に向けた課題.....	19

### 第3章 耐震改修促進計画

I. 耐震化の目標.....	22
1. 目標設定の考え方.....	22
2. 耐震化目標の設定.....	23
II. 計画の骨子.....	25
1. 耐震化の基本方針.....	25
2. 施策の体系.....	25
III. 施策の概要.....	26
1. 公共建築物の耐震化.....	26
2. 民間特定建築物の耐震化.....	29
3. 住宅の耐震化.....	30
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発.....	36
5. 耐震改修促進に向けた指導等.....	38
6. 耐震改修促進に資するその他の施策.....	40
7. 地域における取組の促進.....	42
8. 地震ハザードマップの作成・公表.....	43

### 第4章 計画の実現に向けて

I. 関係主体の役割分担.....	46
II. 計画の進行管理.....	47

### 資料編

I. 耐震改修促進法.....	50
1. 耐震改修促進法.....	50
2. 耐震改修促進法施行令.....	61
II. 用語解説.....	67



第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

## I. 計画策定の目的

本計画は、平成 25 年 11 月の『建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）』の改正など、耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として策定する。

## II. 耐震化を取り巻く社会動向

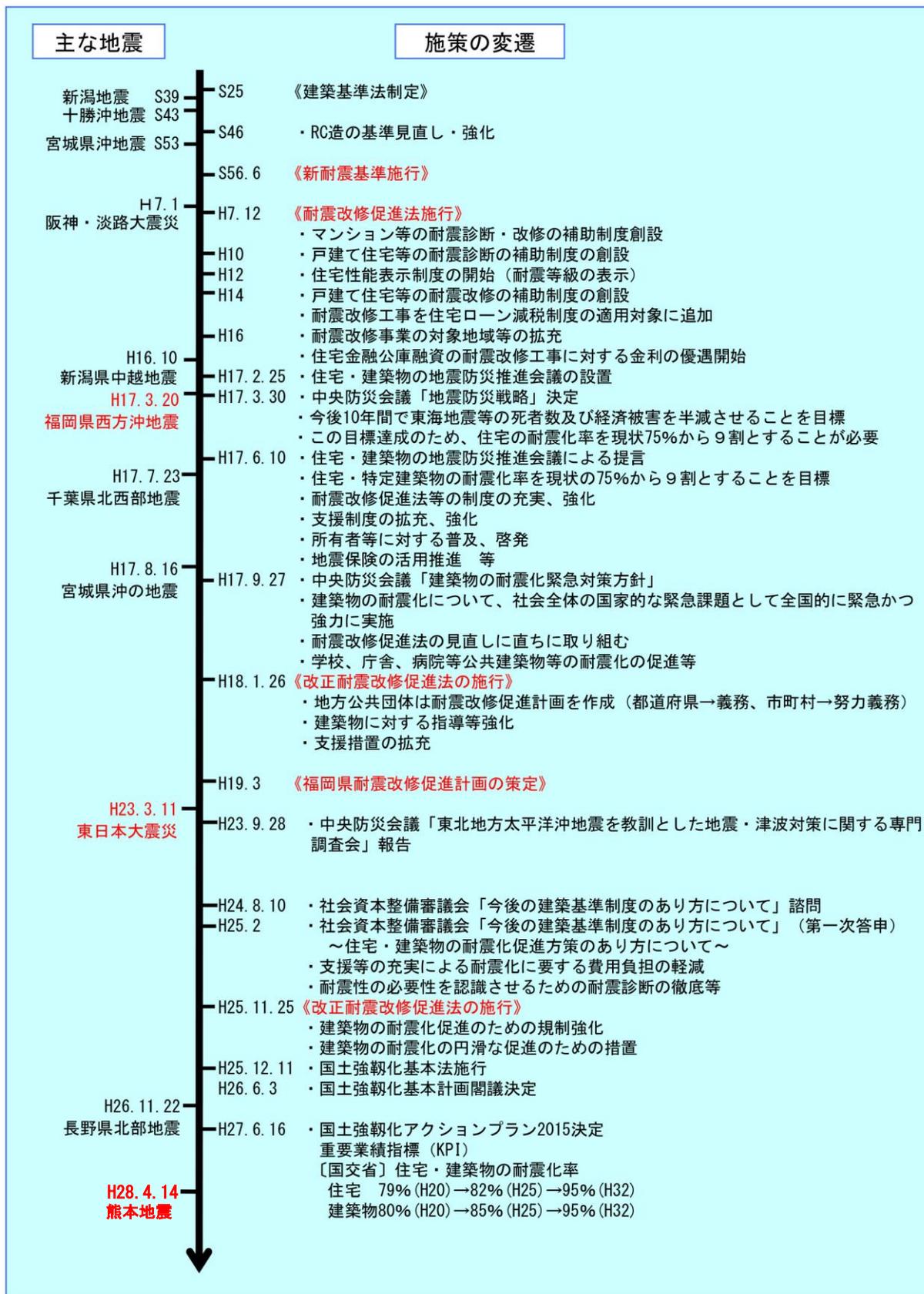
### (1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると、以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、その後、平成28年4月14日から熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震では、建築物に大きな被害が発生し現在に至っている。

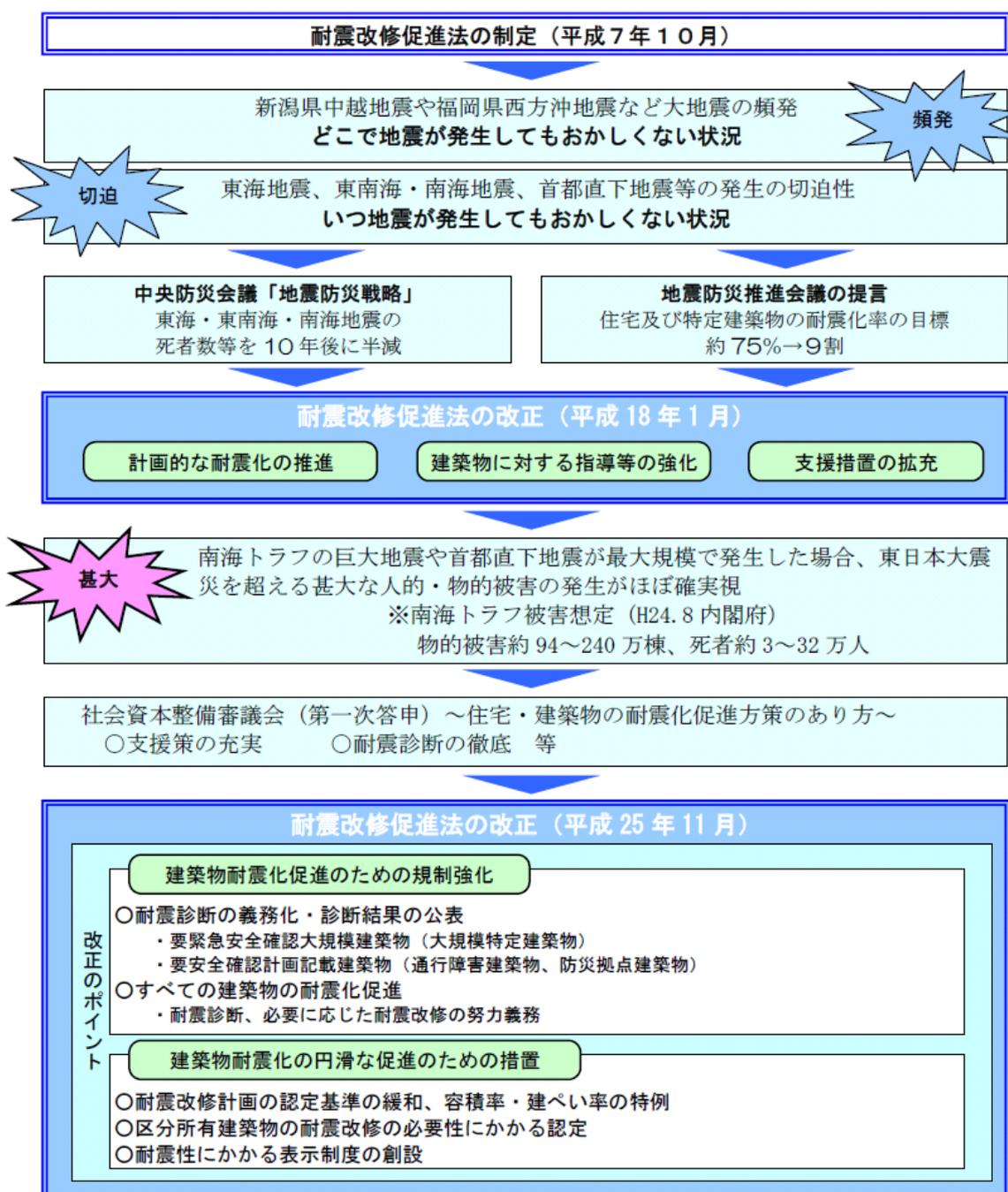


(2) 耐震改修促進法改正の概要

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。改正の概要は下図に示されるとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。

さらに、南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える被害が想定されるなどの切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。



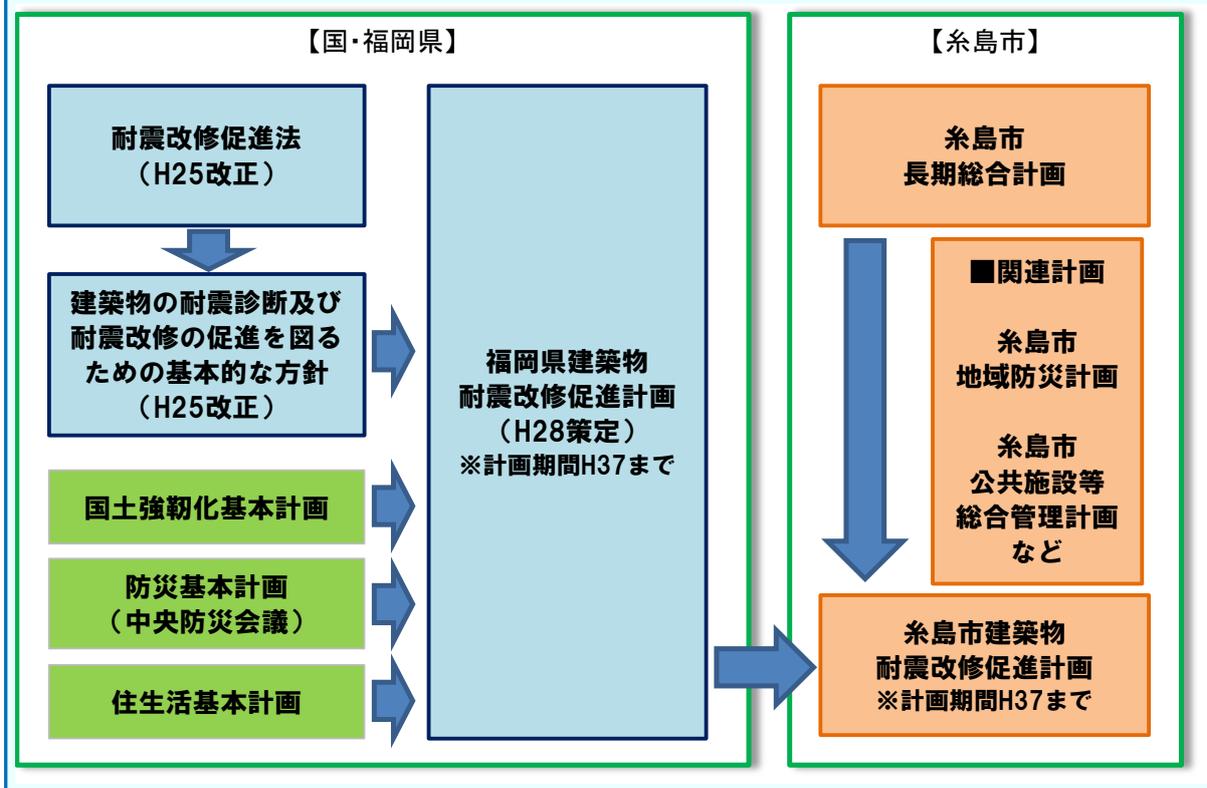
### Ⅲ. 計画の位置づけ

#### (1) 位置づけと役割

##### 計画の位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【法第4条】）を踏まえ作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、糸島市内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

計画の推進にあたっては、「福岡県建築物耐震改修促進計画」、「糸島市地域防災計画」等に定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



**(2) 計画の期間**

本計画の期間は、平成 37 年度までとする。

なお、社会経済状況や関連計画の改正等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

## 第2章 耐震化の課題

# I. 想定される地震規模と被害の想定

## (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、糸島市においても、2005（平成17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震等で被害が発生した。

### 【福岡県の既往地震】

年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近（糸島半島）	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。（12日）福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡杵岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5:宮崎、人吉 震度4:福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3 福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5:大分 震度4:福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパルプが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4:福岡 震度3:飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4:久留米 震度3:夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3:久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱:福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

### 【糸島市の既往地震】

年月日	震源	地震規模	被害の概要
1898.8.10（明治31年）	糸島地震	M6.0	家屋が倒壊
1898.8.12（明治31年）	糸島地震	M5.8	
1930.2.5（昭和5年）	福岡県西部（雷山付近）	M5.0	
2005.3.20（平成17年）	福岡県西方沖地震	M7.0	負傷者60名、家屋半壊17棟、一部損壊2,434棟
2005.4.20（平成17年）	福岡県西方沖地震	M5.8	

福岡県西方沖地震による被害は概ね以下のとおりであった。

### 【糸島市の被害状況】

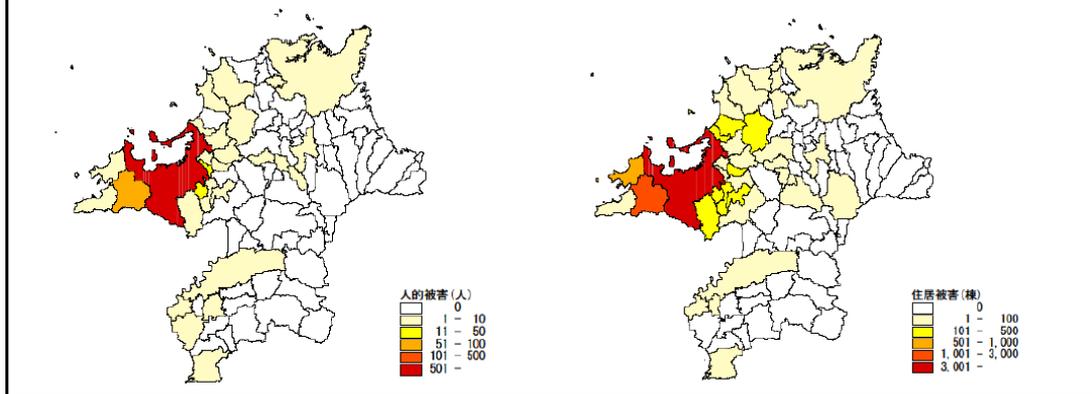
	人的被害				住家被害（棟）			その他
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊	
		小計	重傷	軽傷				
糸島市	0	60	15	45	0	17	2,434	道路被害112箇所、漁港6

### 【福岡県の被害状況】

	人的被害（人）				住家被害（棟）		
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
		小計	重傷	軽傷			
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756
（うち玄界島）		19	10	9	107	46	61

※【福岡県消防防災安全課調べ】（平成18年1月）

- ◆福岡県における被害の状況は上表のとおりであり、福岡市における人的被害として、死者1名・負傷者1,038名が報告されている。なお、死者の発生原因についてはブロック塀の倒壊によるものである。
- ◆住宅についても福岡市の被害が甚大であり、特に玄界島では全壊棟数が107棟となっている。
- ◆また、窓ガラスの破損・落下による通行人への被害が発生するとともに、エレベーターの閉じこめによる被害が多数報告されている。



## (2) 糸島市における想定被害

平成24年3月に福岡県が策定した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(以下「防災アセスメント」という)においては、①県内に存在する6つの活断層(小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層、福智山断層、宇美断層)に着目した想定地震、②既往地震(糸島地震)を再現する方法による想定地震、③地表での地盤特性に応じた地震動に基づく想定地震が設定(以下「基盤地震動一定」という。いわゆる直下型地震)され、被害想定は、小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層、基盤地震動一定の想定地震で行われている。

最も被害が大きい警固断層南東部(M7.2)、基盤地震動一定(直下型地震)(M6.9)による、糸島市の被害想定は次ページのとおりである。

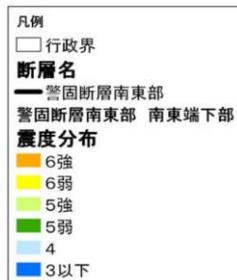
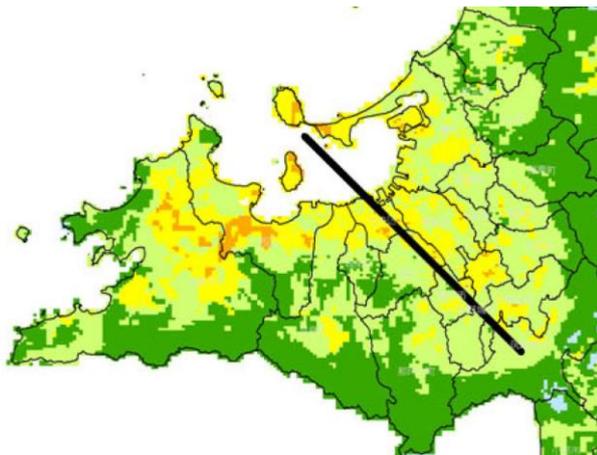
なお、本市大門から佐賀県鳥栖市付近にかけて分布が確認されている「日向峠-小笠木峠断層帯」については、国による詳細な解析が行われていないことや、過去に大きな地震被害が確認されていないため、今後の調査が進み次第、計画の改定に合わせて被害想定を計画に明記する。

## 【糸島市の被害想定状況】

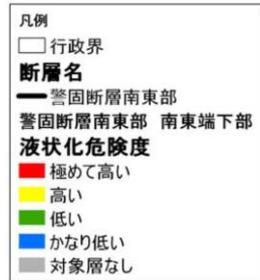
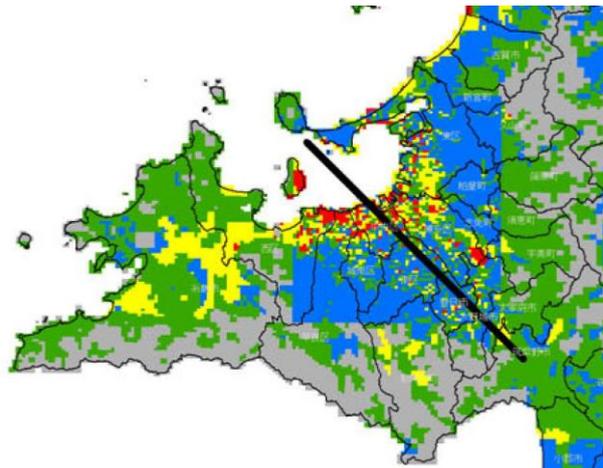
(出典：福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書)

想定項目			被害想定結果	被害想定結果
			警固断層南東部 (破壊開始：南東下部) M7.2	基盤地震動一定 (直下型地震) M6.9 震源深さ10km
建物被害	全壊 (大破)	木造	2,211棟	2,294棟
		非木造	120棟	130棟
	半壊 (中破)	木造	1,124棟	1,221棟
		非木造	112棟	107棟
火災被害	出火件数	12件	13件	
	焼失件数	4件	4件	
人的被害	死者数	137人	139人	
	負傷者数	2,098人	2,147人	
	要救出者数	734人	760人	
	要後方医療搬送者数	210人	215人	
	避難者数	4,349人	4,523人	
要救護者	食糧供給対象人口	75,572人	75,224人	
	給水対象世帯	27,778世帯	27,650世帯	
	生活物資供給対象人口	4,349人	4,523人	
ライフライン	上水道管被害個所	125個所	114個所	
	下水道管被害個所	35個所	24個所	
	電力(電力柱)	14本	10本	
	電話(電話柱)	15本	11本	

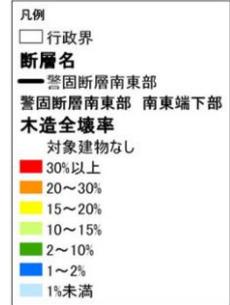
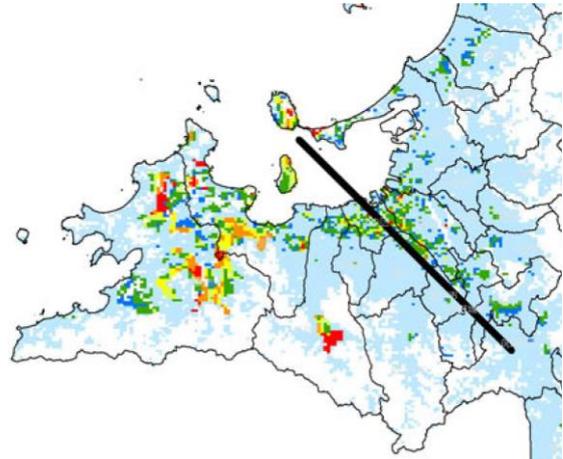
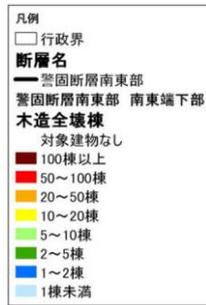
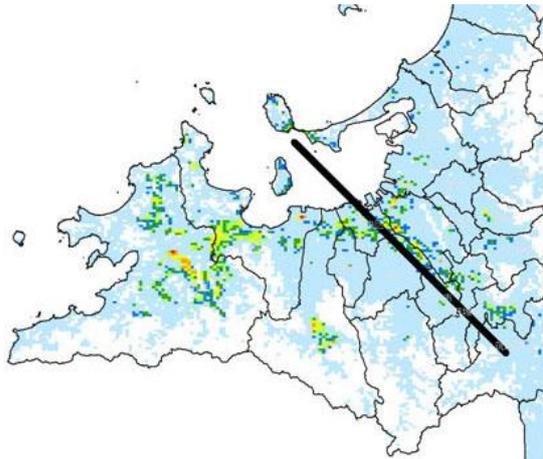
【警固断層 震度分布】



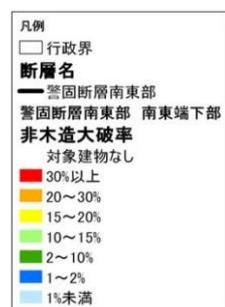
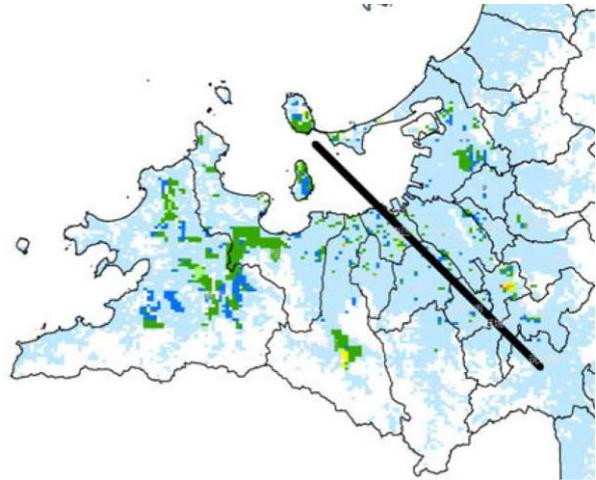
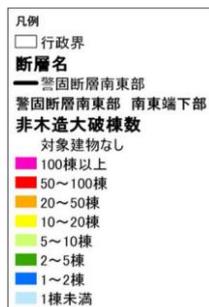
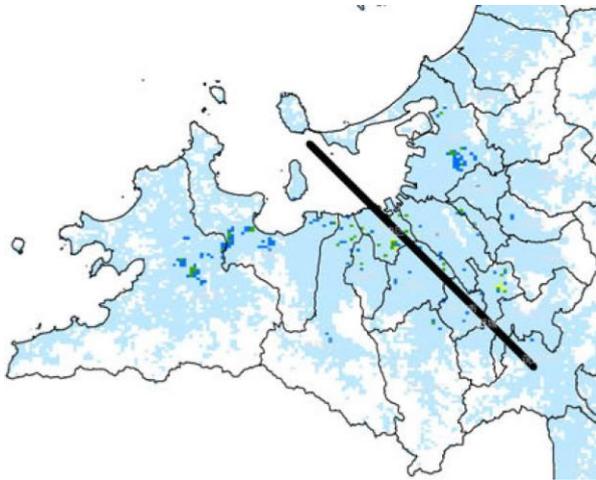
【警固断層 液状化危険度】



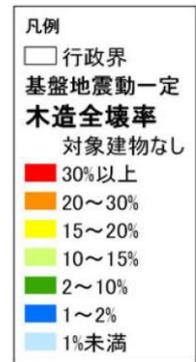
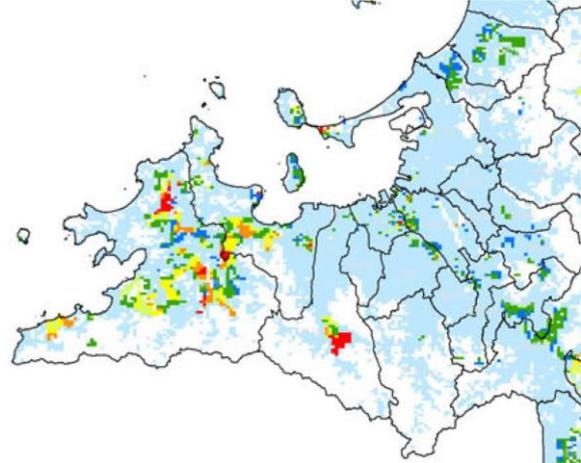
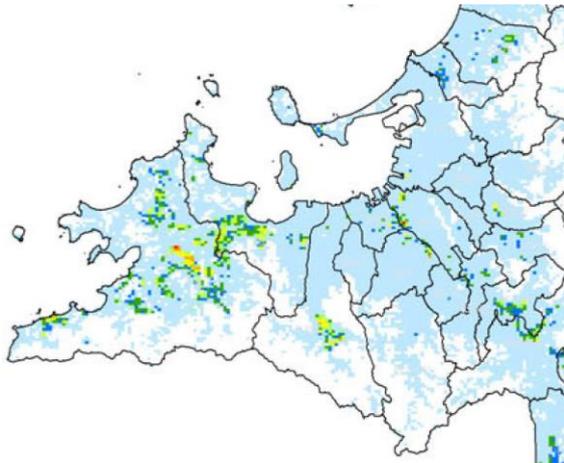
【警固断層 木造全壊被害分布】



【警固断層 非木造全壊被害分布】



【基盤地震動一定（直下型地震） 木造全壊被害分布】



【基盤地震動一定（直下型地震） 非木造全壊被害分布】

